

## 平成24年第9回上里町議会定例会会議録第2号

平成24年12月7日(金曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員(13人)

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民環境課長	須田孝史君	福祉こども課長	飯島雅利君
まち整備課長	坂本浩之君	産業振興課長	野田浩一郎君
人権共生課長	河野光彦君	学校教育課長	木村隆之君
生涯学習課長	坂本正喜君	選挙管理委員長	岩田篤長君

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	主査	戸矢信男
------	------	----	------

## 開 議

午前9時1分開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

### 日程第6 一般質問について

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

10番沓澤幸子議員。

#### 〔10番沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） おはようございます。議席番号10番日本共産党の沓澤幸子です。通告順に従い、一般質問を行います。

今回の質問は、1、同和対策事業終了に当たって、2、住宅リフォーム補助制度と地域業者支援策について、3、税金の延滞金免除についての3項目です。

順次質問いたしますので、答弁をお願いいたします。

1、同和対策事業終了に当たって。

過去の同和対策事業費の内容と総額について。

国会で同和対策事業特別措置法が成立した1969年から、さまざまな法案によって2002年までの33年間で15兆円を費やし、被差別部落の環境改善と差別解消を目的にした特別事業が行われてきました。しかし、途中からは多くの地域で、当初の目的から外れた不平等な逆差別的な施策も生まれてきました。今年、国の法律が終了してから10年目になります。上里町においても、1年前に2012年度をもって、すべての同和対策事業の終了を決定し、住民が求め続けてきた完全終了まで、あと3カ月になりました。長年の住民の願いに対し、差別があると言い続け、法的根拠もない中で10年も続けた事業です。終了に当たっては、今まで行ってきた事業の内容と事業総額について総括する必要があると思いますので、過去の事業内容と事業ごとの総額について伺いたいというふうに思います。

来年度不要となる財源は、今年度予算ベースでどれほどになりますか。

以前伺ったところ、平成21年度決算ベースで人権・同和事業の経費総額は約4,555万円で、職員の人件費を加えると約8,124万円ということでありました。この間、税金の半額減免を先に終了してきましたので、来年度不要となる財源は、今年度ベースでどれほどになるのかお尋ねいたします。

同和対策事業費を住民要求にどう生かすのか。

子育て支援策、高齢者支援策で伺ってきたいというふうに思います。

国の法律が終了してから10年間、ようやく終了を迎えることになりました。同和対策事業の終了は、行政が町民を差別せず、すべての町民が同じ一般事業のもとで、平等の差別を受けられることに価値があります。今町民は、長引く不況のもとで、不安定雇用や就職難の中で生活しています。所得が増えない一方で、所得税や住民税の負担増をはじめ、年金や年金掛金、保険料の負担は重くなっています。同和対策事業を止めることで必要なくなった予算を、住民要望にしっかり生かしていくことが大事です。その一つは子育て支援策です。学校給食費や保育料、医療費の無料化や負担額の軽減は、子育て世代にとって大きな要望であり、大きな支援策になります。

例えば、学校給食費の保護者負担を軽減しようとした場合、2011年度は小学生2005人、中学生は951人でした。給食費は、小学生は月額3,120円、中学生は3,850円ですが、1人当たり月1,000円を補助した場合月額290万円であります。2,000円補助しても月額588万円が可能です。県内では、滑川町が幼稚園、保育園の3歳児以上を含めて、すべて無料にしています。小鹿野町でも、2人目のお子さんから学校給食費が無料になっています。

2つ目は高齢者支援策です。同じく、2011年度の75歳以上の高齢者は2,813人でした。現在、長寿祝い金は77歳、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳と節目支給になっていますが、これを以前のように毎年支給にした場合、1万円支給で2,813万円です。2万円支給しても5,626万円です。高齢化社会に向かっているから大変金銭的に難しいというようなことをよく言われますが、例えば、5,000人になったとしても、1万円支給であれば5,000万円が可能です。2011年度の長寿祝い金は、634人に対して564万4,000円でしたが、それにプラスすることで、多くの町民の長寿に対しお祝いすることが可能です。高齢者は、年金が物価スライドによって目減りし、実質所得減の中で介護保険料、医療保険料の増額に苦しんでいます。その上、2013年10月からは、段階的に2.5%の年金減額が決められている上に、消費税の10%への増額も心配されます。予算をやりくりすれば、出せないことはないというふうに思います。

また、川越市では、75歳以上の非課税世帯で1カ月以上入院された場合に、年1万5,000円の入院見舞金を支給する制度を、この10月からスタートさせたようです。知恵を尽くして、子育てや高齢者支援を強めていくことについての考えを伺いたいと思います。

住宅資金貸付事業について。

同和対策事業の課題であった住環境整備の促進として、住宅を新築あるいは改築するときに町が貸し付けを行ったわけですが、2011年度決算時で滞納額は7,576万円でありました。滞納者が26人ということであり、分納している方が13人、全く返済していない方もいるという状況をどう考えているのか伺いたいというふうに思います。借りた方の返済が滞っても、町は2021年、平成33年で簡保償の返済を完済していくわけですので、この間、一般会計から返済してき

ているわけです。全く返済に応じていない方に対する取り組みについて、課があるうちに見通しを立てるべきだと思いますので伺います。

## 2、住宅リフォーム補助制度と地域業者支援策について。

住宅リフォーム補助制度の延長と耐震診断・耐震改修補助について伺います。

町は、住宅改修資金補助金交付金要綱によって、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図ることを目的に、2007年よりこの事業を行ってきました。しかし、2012年度で終了を迎えます。2年前に延長したときには、多くの町民がさらに利用しやすいようにということで、利用内容を30万円の工事から20万円に引き下げてきました。

初めに、年間200万円の補助で実施してきた事業の経済波及効果について伺います。また、今年度は耐震診断補助、耐震改修補助についても検討することになっていましたので、検討の進捗状況について伺います。

耐震関係については耐震基準の変更によるもので、国・県の指導に基づく重大な課題ですが、対象者は限られています。一方で、住宅リフォーム補助制度は全町民が対象になります。経済波及効果もあり、毎年予算を余すことなく利用されてきたものです。現在、補助内容は最高が5万円の補助率10%であります。この内容をさらに見直し継続することについて、町長の見解をお聞きいたします。

地元業者の育成と活性化対策について。

町の2012年度商工業振興費は1,287万6,000円、その内容は町商工会補助金1,083万円と、住宅改修等資金補助金、いわゆる住宅リフォーム補助制度の金額ですが、200万円であります。2年前、職員による町内業者の実態把握を求めました。とりあえず、抽出でもよいのでアンケートを実施していただきたいという要望に応え、町は昨年、地元業者の実態把握のアンケートを実施していただきました。その調査結果の報告もまとまっているわけではありますが、回収率が大変悪いのでありますけれども、昨年より今年度のほうが経営状況が悪いとの回答が65%あります。こうした結果を受け、今後の地元業者の育成と活性化対策について、どのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

## 3、税金の延滞金免除について。

税条例の施行規則の一部改正で、延滞金（年利14.6%）の免除の実現を図ること。

長引く不況のもとで、全国的に税の滞納世帯が増え続けています。滞納すると14.6%の高い滞納利息がつきます。滞納のほとんどが、所得が落ち込んで払えない状況であるので、本税についても、分納でやっと払っている場合が多く見受けられます。高い延滞金の納付を完納する間もなく、次の年の納付がやってくるわけですので、まじめに分納し努力して支払っている困難者に対しては、執行停止を行うこととあわせ、延滞利息を軽減もしくは免除できる措置を講

ずる必要があると思います。近年、全国的にも延滞金の減免に関する規定を制定したり、高い利息の減免を実施している自治体が生まれています。上里町においても、規則の一部改正で延滞金の免除の実現を図ることについて、町長に見解をお聞きしたいというふうに思います。

ここで、1回目の質問を終わりにします。答弁をよろしくお願いいたします。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤幸子議員の御質問に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、1番の同和対策事業終了に当たって、の過去の同和対策事業の内容と総額についての御質問をいただいたわけでございます。

町では、昭和44年に国が制定した同和対策事業特別措置法により、同和対策事業を推進してきました。この特別措置法制定以後、3つの特別措置法を経て、33年間にわたって行われてきた特別対策法は平成13年度末に失効し、町は一般対策として、同和問題に関する民間運動団体への支部活動費や集会所事業などの諸政策を実施してきたところでございます。

その財源でございますが、特別措置法の終了前33年間と、平成14年度から平成23年度の終了後10年間ということで答弁をさせていただきます。法の終了前の環境改善対策として、道路・側溝等の整備事業として23億5,527万円、産業経済対策として職業安定対策・農業施設関係の改善として7億3万4,000円、次に福祉対策事業の隣保館事業等でございますが、4億5,619万8,000円、教育・啓発対策として集会所事業を含み4億8,120万5,000円、また、税の減免でございますが、4億8,001万9,000円、同和問題に関する民間運動団体への補助金が2億6,889万9,000円、総額で47億4,162万5,000円で、そのうち国・県の補助金24億2,992万6,000円、町が23億1,169万9,000円でございます。なお、町の負担事業によっては全額起債であり、この起債の大半が交付税算入となり、その分を除いた額が約13億2,125万7,000円となっております。

続いて、法の終了後の10年間の一般対策として行ってきた同和対策事業でございますが、人権推進事業で1,717万3,000円、隣保館事業で1億1,660万6,000円、そのうち国・県補助金が7,346万1,000円でございます。次に、教育・啓発対策で集会所事業を含んで1億5,279万2,000円、税の減免が9,629万7,000円、運動団体への補助金が8,682万4,000円となり、合計で4億6,969万2,000円となり、町の負担分が3億9,623万1,000円でございます。

特別措置法の終了前と終了後の総額で52億1,131万7,000円となります。なお、町の負担分は17億1,748万8,000円でございます。

次に、質問の同和対策事業の廃止により不要となる財源について、答弁をさせていただきます。

ます。

町が一般対策により行ってきた同和対策事業の人権・同和対策事業の財源についてでございますが、平成23年度決算ベースで行政関係から説明したいと思います。

初めに、人権推進事業につきましては、県の委託事業で実施してきた人権啓発事業、啓発物品の購入、各種負担金等で119万4,000円、同和対策事業といたしまして各種研修会負担金、同和問題に関する民間運動団体への補助金等で758万1,000円、隣保館運営事業といたしまして報酬、賃金、施設維持管理費、各種負担金等で877万5,000円、公債費としまして住宅資金貸付事業関係で216万6,000円で、合計1,971万6,000円でございます。なお、公債費につきましては、平成33年度まで償還が続いておるところで、残っております。

次に、人権教育推進関係で、学校人権教育関係で88万6,000円でございますが、生涯学習関係では人権教育・人権啓発事業、集会所事業と公民館で行った事業で約1,068万6,000円であります。合計で1,157万2,000円でございます。

行政、教育関係の人権・同和対策事業を合わせますと、経費総額は3,128万8,000円でございます。また、財源の内訳でございますが、県費補助金が677万1,000円、一般財源で2,451万7,000円となっております。

町では今後におきましても、あらゆる人権問題の解決に向け、現在来年度の人権教育・人権啓発の推進を図るための予算を作成中でございますので、このすべてが同和対策事業の廃止による財源ではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

次に、御質問の、 の同和対策事業費を住民要求にどう生かすのかについて答弁をさせていただきます。先ほど、人権施策の見直しによって生じる財源の今後の用途について御提案いただきましたが、人権教育や人権啓発についても、明るい町づくりを推進するため、引き続き必要な事業を検討し実施してまいりたいと、このように考え、先に申し上げたいと思います。

さて、これまでたびたび申し上げてまいりましたように、財政環境は大変厳しい状況にあると考えております。長い視点では、人口の減少や少子高齢化が進展によって年齢構成が変化し、その結果、税の減収や医療、福祉にかかる費用増加などが懸念されています。

また、経済状況についても、円高の継続、デフレ経済の影響によって、企業の海外進出や国内生産の縮小が行われ、雇用不安や企業収益の悪化が懸念されている今日、当面楽観できる状況にはございませんし、過去にありました高度成長は望めないものと考えております。

今、東日本大震災を教訓に公共施設の耐震化問題に対応するため、本町でも、小・中学校の建設の耐震化や、大規模改修を最重点施策に位置付けて取り組んでおるところでございます。

これらに要する費用も概算で20億円を超え、その多くが地方債によって賄うことになり、将

来負担も十分考慮しなければなりません。

行政は、住民サービスを安定的に継続しなければならない使命がございますが、常に財政の健全化に対しては、細心の注意を払って臨むことが必要であると考えております。

現在の地方財政制度では、単年度収支を基本としており、一定の黒字決算を行いませんと、翌年度における財政運営や行政サービスに支障を生じかねないところでございます。

全国の自治体の決算状況は、すべての自治体で黒字決算となっておりますように、黒字決算ということがいかに大事かを示すもので、このことが一つの共通認識となっているものと考えております。

黒字決算であることが財政的に余裕があるとは一概には言い切れませんが、限られた財源を有効に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるように常に財政状況を勘案しながら、町民の皆さんの要望や意見などを的確に捉えて、各種施策を展開することが大切であると思うところでございます。

御提案をいただきましたことについては、当面する諸課題の中で包括的に検討してまいりますが、引き続き厳しい財政環境を乗り越えるため、これからも「あれもこれも」ではなく、「あれかこれか」の視点を大事にしながら、しっかりと選択をしてまいりたいと、住民の負託に応えてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

また、沓澤議員さんから同和対策事業を住民要求に応えるためにということで、給食費の問題も提起をされておりましたけれども、今、給食費は小学校の生徒が月額3,800円、中学生が月額4,700円で、給食費の徴収月数が11カ月、8月は徴収しておらないわけでございます。食材費が249円で、月額実施日数が17.1日で4,257円、小学校の平均でございます。給食費は食材料料費分を保護者から徴収しており、そのうち1食当たり4円を補助しておるところでございます。なお、低所得世帯（準要保護世帯）給食につきましては、上里町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費実施要綱により、全額町負担となっておりますところでございます。同和対策事業に給食費を充てるということは、大変難しいのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。仮に、給食費を沓澤議員がおっしゃるように月額1,000円の補助を行った場合には、合計で2,863万3,000円増加するわけでございます。仮に、2,000円を補助した場合には、5,726万6,000円の補助が増えるわけございまして、当分の間は非常に難しいであろう、そんなふうにも思っておるところでございます。

また、長寿祝い金のこともお話しをいただいたわけでございますけれども、上里町は他の市町村から比べましても、決して低い方ではございません。参考までに申し上げますけれども、本庄市が77歳で1万円、88歳で2万円、満99歳以上が3万円、美里町が75歳以上が5,000円でございます。神川町が77歳が5,000円で、満88歳で2万円、満99歳で3万円以上

というふうになっておりますけれども、上里町におきましては、77歳が5,000円、80歳が7,000円、85歳が1万円、88歳が2万円、99歳が3万円、100歳以上が5万円ということで支給をしておるところでございますので、大変要望に応えられないということで、申し訳ございませんけれども大変難しいのではないかと、そういうふうにも思っておるところでございます。

次に、住宅資金貸付事業についてでございますが、この住宅資金貸付事業は、国の地域改善対策特別事業に係る財政上の特別措置に関する法律に基づき、生活環境の改善を図るため、住宅の新築・改築と土地の取得について、必要な資金の貸し付けを行った事業でございます。

貸付期間は昭和42年度から平成8年度までの30年間であり、貸付件数は192件、全体貸付額は元利合計約8億4,600万円となっており、現在29名の方が債権者でございます。内訳といたしましては、既に償還期限が過ぎた方が26名おり、元金6,540万9,405円、利子が1,035万7,885円、合計で7,576万7,290円でございます。

また、償還期限がまだ残っている方が3名おり、元金104万177円、利子11万6,481円の合計115万6,658円でございます。

そのうち、滞納者が28名といたしまして、この11月末現在で元金6,474万2,713円、利子が1,019万4,475円の合計で7,493万7,188円が、現在の収入未済額となっております。

なお、滞納者の中には、分割で毎月あるいは隔月と納付している方が13名おり、ある一方、本人死亡や行方不明、生活破綻あるいは破産等による土地・建物が競売された方、高齢や病気のために支払いになかなか応じていただけない方、返済意志の希薄の方もおり回収が難しい状況となっておりますが、公平性の観点から引き続き回収に努力をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

次に、2番の住宅リフォーム補助制度と地域業者支援策について 住宅リフォーム補助制度の延長と耐震診断・耐震改修補助についてという御質問について答弁をさせていただきたいと思えます。

上里町住宅改修補助金につきましては、地域経済の活性化と居住環境の向上を図ることを目的として、平成18年度から期限を設けて開始したところでございますが、その後、期限を延長して来年、平成25年3月31日で、その期限を迎えるところでございます。

上里町住宅改修補助金の近年の実績といたしましては、平成22年度の補助件数が39件、補助金総額が190万6,000円、補助対象工事費の総額が約5,770万円、受注業者大手2社の占める割合が67%であるのに対して、平成23年度の補助件数が43件、補助金総額が206万1,000円、補助対象工事費の総額が4,300万円、受注業者大手2社の占める割合が65%ございました。

また、平成24年度は、10月末現在、補助件数が42件、補助金総額が195万2,000円、補助対象工事費の総額が5,280万円、受注業者大手2社の占める割合が48%という状況でございます。



このような実績を見ますと、確かに一定の経済波及効果はあるものと考えておるところでございますが、やはり、その一方で、個人財産の形成にどれだけ税金を投入するのかという議論のある問題だと考えておるところでございます。

そんな中、御案内のとおり、昨年、東日本大震災における福島第一原子力発電所の問題が起こり、今後のエネルギー政策が大いに議論をされる中、再生可能エネルギーに注目が集まっておるところでございます。

そして、今後はそのようなエネルギー政策に加えて、省エネ、省電力というエコで環境に優しい取り組みこそ、これから国民一人ひとりに期待されるところだと考えております。

したがいまして、町といたしましては厳しい財政状況ですが、省エネ、省電力というエコで環境に優しい視点を加え、耐震診断・耐震改修補助を別制度にした上で、住宅改修資金制度を平成25年度から2年間継続させるよう検討してまいりたいと考えております。

耐震診断・耐震改修補助につきましては、上里町建築物耐震改修促進計画を今年7月10日に業務委託契約を締結し、現在策定中でございます。

この計画の中で、住宅の耐震化率の向上を目指すために、平成25年度から耐震診断並びに耐震改修に対する新たな補助制度を検討しております。

補助制度につきましては、国の住宅・建築物安全ストック形成事業における一般住宅の耐震改修の補助率である国、地方合算して23%や、県内の他市町村の補助率、補助限度額、補助対象建物などを参考にして決めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、一番の地元業者の育成と活性化対策についてという御質問について御答弁をさせていただきたいと思っております。地元業者の実態把握につきましては、昨年3月に起きた東日本大震災の影響や経営状況を把握するために、昨年平成23年11月に、ファクス回答によるアンケート調査を実施いたしました。

調査対象といたしましては、上里町商工会会員の中から128件の事業所を抽出し、アンケートを送付したところ、18件の回答がありました。回収率につきましては14%となりました。また、この上里町商工会会員以外に、本庄民主商工会の事務局から31件の回答があり、合計49件の回答が集まりました。

集計結果といたしましては、前年度同期と比較して、経営状況が悪いと答えた事業所が65%あり、平成23年度下半期のほうが経営状況が悪くなると答えた方が、事業所の50%ありました。また、理由といたしましては、複数回答の中で、消費者の自粛、買い控えや燃料材料の高騰が比較的多く占められておりました。アンケートの回収率は残念ながら低い数値となっておりますが、アンケート結果からは、やはり厳しい経済環境の中で、皆さんが大変御苦勞をされているということがわかりました。

このような状況の中、地元業者の育成と活性化対策については、町の事業を通して地元業者の受注機会を増やすことに努めることももちろんですが、地域経済の活性化を図るためには、町内に進出する企業を誘致し、雇用の増大と消費の回復を図ることが、めぐりめぐって町内の中小企業への仕事受注機会の増加にもつながると考えておるところでございます。

したがいまして、まずは何といたしても、上里サービスエリア周辺整備事業における企業誘致を推し進めることが大切であると考えております。

企業の方にお越しいただき、設備資金を投下をしてもらい、従業員を雇ってもらう。設備資金投下による経済波及効果はもとより、その労働者の方にも上里町に住んでもらい、町内での消費活動が生まれ、その消費活動による経済波及効果も期待できるという、よい経済活動の循環をもたらすものと考えておるところでございます。

また、国においても厳しい経済状況の中、御案内のとおり、11月16日に経済対策の策定について閣議決定され、11月30日には、総額8,803億円の経済対策第2弾を含む日本再生加速プログラムが閣議決定されたところでございます。

したがいまして、衆議院議員選挙の後、デフレ脱却と経済活性化の観点から、速効性があり需要喚起につながる対策が講じられるものと考えておるところでございます。

次に、税条例の施行規則の一部改正で、延滞金（年利14.6%）の免除の実現を図ることについての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

延滞金は、納期内納付をされている多くの納税者と公平を図る観点から設けられており、納期後から実際に納付された日までの延滞金については、納付していただくことが原則となります。

このため、議会総務委員会でも、延滞金の高いことなどを周知し、延滞金がつく前に納付するようPRすることなどの御意見をいただき、現在、町の催告書には14.6%の延滞金がついてしまうことを明示をいたしておるところでございます。

延滞金の利率は、初めの1カ月は7.3%、基準金利が低いいため毎年変更され、24年度は4.3%、その後は14.6%となっております。

平成12年に7.3%から基準金利、かつての公定歩合をもとに毎年変更されることになりましたが、この改正検討の中で、14.6%も変更するか議論されたようであります。しかし、納期限後20日に督促状を送り、未納の確認も行っている現在の制度上から、改正されなかったと伺っております。

現行の利率で延滞金がつき始めるのは、税額30万円の場合で計算しますと、1カ月遅れた以降となります。個人課税で1期だけで30万円を超すのは稀に見ることと考えますと、督促状がきてからすぐに納付していただければ、納期限に遅れても延滞金につかないのが大部分である

制度となっております。

現在の経済情勢の中では、延滞金の利率そのものが高くと私どもも感じてはおりますが、地方税法に規定されておるため、これを変えることはできません。

納税資金の確保も極めて厳しい経済の現況でもあり、割合の見直しを求める意見は、国・県にも寄せられておるようでございますが、国の税制調査会の中での検討には至っていない状況でございます。

上里町では本税を優先（特に国保税を優先）にして、納付をしていただく扱いを行っております。期別ごとの本税延滞金を納付していく扱いと比べ、本税の納付が早まる分、延滞金の増額が少なくなる扱いとしております。

法定されている利率を変更することはできませんが、延滞金の減免について、地方税法の326条で町民税、369条で固定資産税、455条で軽自動車税、723条で国保税について規定するなど、それぞれ、納期限に納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、延滞金額を減免することができるかと規定をしています。

この税法の規定を受け、上里町税条例規則では、第16条において5項目を規定しております。要約しますと、1、天災、火災等のために納税が困難になり滞納した場合。2番として、納付書の送達の事由を納税者において全く知ることができない正当な事由があつて滞納した場合。3番として、死亡または身体の拘束を受け、他に納税に関する管理人がいなかったため滞納した場合。4番として、長期にわたる疾病のため納税することが困難となり滞納した場合。5番として、前各号と権衡上減免の必要があると認めた場合を規定しておるところでございます。

滞納された方と納税相談におきまして、滞納に至った原因と納付困難な事情をお聞きして、滞納金の前提である税そのものが減免に該当するか、執行停止に該当するのかなどを判断し、税そのものが減額または執行停止に至る場合には、当然に延滞金も減額または免除されることとなります。

分納については、本税全部の分納が終わった後に延滞金の納付に移るわけですが、この時点においても、それぞれの事情の中で規則に該当する場合には、延滞金の減免を行う取り扱いとしておるところでございます。

県内の市町の税条例施行規則を見ますと、本庄市や熊谷市などのように、規則上には規定のない市町から、さいたま市や草加市などのように、8～9項目程度の規定を置く市町までさまざまでございます。内容を見ますと、判例や実例をもとに、徴収猶予や換価の猶予の条件とほぼ同じような項目立てとしているようでございます。

上里町では、先ほど申し上げましたように5項目の規定をしておりまして、実例・判例を参考に、交通事故や盗難被害、事業の著しい不振なども、やむを得ない事由の1つとして運用し

ているところでございます。

現行の施行規則を、さらに細分化した項目に改めるかは、県内町村の改正動向も見極めながら検討してまいりたい、このように考えておるところでございます。

とりあえず以上で終わります。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 再質問させていただきます。

まず、同和対策事業終了に当たってのところであります。

、 つきましては、数字よくわかりました。メモし切れなかった部分もありますので、後で資料をいただければというふうに思います。

3番目でありますけれども、 の23年度ベースでお聞きしますと、かなり縮小されてきたなというふうに思っています。しかしながら、税の半額減免を行っていた時代もありましたし、そして少しずつ減ってきたものが、目に見えない形で一般会計の中に入ってきているというふうに思います。それで、今回きちっと終了するというに当たって、やはり、何らかの形としてそういうことがきちっと生きるんですよということを示していただきたいなというふうに思っています。子育て支援と高齢者支援策を掲げたのは、やはり町の財政状況も楽観視できないというのはもちろんわかっていますけれども、では、町民の暮らしは楽観視できるのかといったら、非常に厳しい状況だというふうに思います。

先ほど、学校給食費のところでは要保護、準要保護、町長も述べておられましたけれども、学校給食が無料となっている方は、小学生で181人、中学生で120人おられました。かなり高い率でそういうふうな状況、今、子どもたちの貧困というのが非常に社会でも問題になっています。そういう中で、財政的には厳しいけれども、では滑川町が無料にしたことで、あそこは財政的に豊かかという、そうではないと思うんですね。やはり努力されて、そういう願いに込めてきているというふうに思います。

高齢者の方々も年齢節目支給で、その年になると、3万円いただけるだとか5万円いただけるとかということがありますがけれども、やはりその年齢の節目じゃなくても、長生きして本当に元気で暮らしていただきたいという、それが長寿祝い金に込めた本来の願いだというふうに思います。

確かに楽観視できないけれども、町も基金をそれなりに貯めてきているわけですよ。財政調整基金だけでも10億円以上あります。そういうことも含めて、この長年あった、町民を分けて行政が事業をやっていたわけですから、特別事業として分けてやってきた、この事業が終了するというに当たって、やっぱり全町民対象の何か町が思いを込めて実施していく、そういう

ものがあったらいいんじゃないかなというふうに思いますので、再度、答弁をお願いいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員、いつもおっしゃっておるようでございますけれども、財政基金、基金のことについて少しお話をさせていただきたいと思います。

小泉内閣のときに三位一体改革がございました。地方交付税が大幅に減額となって、その後もリーマンショックもあり、町税の減収となったときには、行政改革によって、できるだけ行政サービスを落とさずに行政コストの削減を行ってきたところでございます。

ここ数年、政府が地方財政計画の中で、地方交付税や臨時財政対策債などが増額され、ようやく一息ついているということが実情でございます。

御質問のように、2年間でようやく基金の積み立て増しができるようになりました。大変うれしく思っておるところでございます。一時は、このままでは基金が底をつくのではないかと、大変不安に思っておった時期があったわけでございます。

基金は、将来の財政支出や、一時的な資金不足に備えるために積んであるわけでございます。今回基金残高が増加したものは、現在建設中の上里中学校建て替えに要する建設資金、起債増加に対応するため、償還基金、比較的用途が広い財政調整基金も、平成25年度に精算予定の国営神流川沿岸水利事業への費用や、多くの資金を借り入れておるところでございます。上里町は、関東財務局からの御指摘もあり、財務助言も踏まえ、それぞれの積み立てを行ってきたところでございます。

基金への財源留保は、ただいま申し上げましたように、臨時的な財政需要への対応はもとより、資金収支面からも必要となっております。県内の市町における基金残高と比較いたしましても、上里町が決して多い状況ではないことも、ひとつ認識をしていただきたいと思いますというふうに思います。

現在子ども医療費助成といたしまして、中学生までの医療費を無料化しておりますけれども、当初はおよそ1億円程度と見込まれておりましたけれども、本年度は1億4,000万円と増加するようになっております。扶助的な性格を有する施策は、実施するからには継続性を重視しなければならないと考えております。そのためにも中長期的な視野で財政運営を行う必要があります。いざというときにも対応できるだけの基金を持つことが必要とされておるところでございます。

今さら申し上げるまでもございませんけれども、実質収支比率につきましても、町村では神川町、美里町のほうが基金も上回っております。基金の積み立て状況からしますと、埼玉県

の町の間よりも上里町は低い状況になっております。美里町が県内で2番で、神川町が8番、上里町が11番でございます。児玉郡市は非常に多い状況にあるわけでございますけれども、こういったことも考慮しながら、私どももやっておるわけでございます。

大変沓澤議員のおっしゃられることもよくわかるわけでございますけれども、高齢者の長寿祝い金につきましては、先ほども申し上げましたけれども、児玉郡の市町の中では、一番たくさん長寿祝い金を出しているのではないかな、そんなふうにも思っておるところでございます。

また、給食につきましても、これはもちろん私どもといたしましても、できるだけ補助は出してあげたいということもございますけれども、なかなかそこまでいかないのが実情でございます。給食費につきましては、特に本庄市との関連等もあるわけでございますので、なかなか難しいという状況に現在あるわけでございますので、ひとつ御理解を賜りたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） さまざまな財政的な困難さはありますけれども、いずれにしても、やはり何を大事にするかということで予算は決まってくる、町長の姿勢だというふうに思います。私も財政状況が楽観できない、日本経済がこういう状況にありますし、地方交付税が極端に減らされた経過もありますので、それはどこの自治体もそういう中でやりくりをしながら、少しでも住民のためということで心を砕いていくというふうに思います。

私はこれ、例えばということで、子育て支援では学校給食費をというふうに思ったんです。学校給食費の滞納も非常にあったり、厳しい状況にあるわけなんですけれども、本庄、上里で給食センターは一緒でも、徴収は町で行うわけですから、徴収された家庭に対して月1,000円の補助をしたとしても、それは本庄と足並みが揃えばなお結構かもしれませんが、全く不可能なことではないかと。滑川町などでは無料ですし、小鹿野町は2人目からは無料、そういう全く何もできないということはないと思うんですね。私も無料と言いたいところなんですけれども、財政的な思いもあるので、せめてそういうところから、やはり子育ての方々も今、子育て手当の関係で扶養控除が外れたりとか、所得は増えないのに負担が増えるという中で生活しているわけですから、ささやかな支援を町が行うという、そういう姿勢を示していただかないかなというふうに思っています。そして、それがこの長年続いた同和対策事業終了に当たってやることに、意味が大きいかなというふうに私は思っているんです。

それと、高齢者の方々に対して長寿祝い金というのもありますけれども、もう一つ、私、川越市のこれ、まだ始まったばかりなんで事情もよくわかりませんが、見たときに非常にいいなと思ったんです、聞いたときに。というのは、非課税世帯の方たちが入院したときに、

医療費は無料になりますね。非課税だから。きっと無料にとか軽減とか、きっとそういうふうな形の方だと思いますけれども、やはり入院となるといろいろかかりますよね。そうしたときに、お見舞金というこの制度は、本当に温かい制度だなというふうに感じます。こういうところの、財政は厳しい、だけれども何とかその心を砕いていく気持ちがあるのかないかじゃないかというふうに思いますので、再度お尋ねしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今年度で同和対策事業も終わるわけでございますけれども、年間それによって浮く費用が、先ほども申し上げましたけれども3,000万円弱あるわけでございますけれども、25年度におかれましては、隣保館の解体工事や集会所の一部解体工事や、その他を含めましていろいろな問題も発生しておる中で、ちょっと難しいのではないかなと。それ以上に、今まで予算を組んでいた以上に、補助金の返還等も含めると、それ以上に25年度はお金がかかってしまう、そういう状況でございますので、ひとつそれ以降について、また検討をする余地があれば検討はしてみたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） では、25年度はそういう残務的な仕事が残るということですので、それはよくわかります。26年度以降、ぜひ検討していただければありがたいというふうに思います。

番の住宅資金貸付事業についてでありますけれども、これ、長年同じような答弁を予算、決算のごとに行ってきたというふうに思います。本当の税金の滞納、納めたくても納め切れないという状況とはまた違って、自ら借りて、そして返済をしないで、一般会計から返済をしているという、これは非常に公平性に欠けます。そして、この貸し付けを行ったときに、毎度毎度言っておりますけれども、支部長の印鑑をもらって貸し付けを行ってきたという、その運動団体の方々の責任が全く追及されていないというふうに思います。この間、先ほど補助金だとか税の減免だとか、数値を言っていましたけれども、町の一般会計から、本当にたくさんのお金、何億という補助金、何億という税の減免を受けて、なお責任を果たさない。そして、本来であれば、貸したお金が返せなかったら、家は取り上げられちゃうんですね。私、家を取り上げるというふうには言わないんですけれども、だから、やはり借りた本人が亡くなってしまっても、家族もおられるわけですし、その責任を持って印鑑を押して貸し付けを進めてきた運動団体の方たちがおられるわけですので、きちっとした目途を、この課があるうちに立てていただきたいというふうに思いますけれども、再度答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この住資の問題につきましては、本当に町を挙げて職員が一生懸命やっていたいておるわけでございます。先ほどもお話を申し上げましたとおり、滞納者の中には、分割で毎月、厳しい中からお支払いをしていただいております良心的な方もありますが、中には、本人が死亡したり行方不明になったり、生活が破綻している、そういう方もありますが、今後も引き続き、一生懸命回収について、公平性から努力をしてみたいと、このように考えておるところでございますけれども、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいまのところでありまして、亡くなられた方だとか行方不明の方、家族もおられない方というふうになりますと、もう追及はできないんですね。引き続き引き続きということで、ずっとずっと手つかずで全く返済されてこなかった方が15名ほどおられるんじゃないかなというふうに思っています。そういう方に対して、努力しても努力できない、もうおられないんですから。だとすれば、運動団体の方に対して、きちんと責任を果たしていただくという、そういう覚悟があるのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 全体で13名でございます。ただ、これも亡くなった方も不納欠損をしておられないわけでございますので、その人数には入っておるところでございますけれども、全力で取り組んでやっていくよりほかはないというふうに思っておるところでございます。ただ、役員さんが入って、保証人ということでございますけれども、連帯保証人がついているわけではございませんので、その保証人の責任を問うということも、非常に法律上難しい問題もあるわけでございますけれども、ひとつ今後も一生懸命やっていくより他ない、それ以外に手立てはないのではないかなと、そんなふうにも思っておるところでございますけれども、差し押さえ等も法的にできるかどうか、そういうことも、少しこれから検討してみたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 差し押さえというようなことを望んでいるわけではないんです。なぜ、当たり前のことを要求してこなかった結果がここまできていることなんですね。本来であ



れば当然、そこを見過ごしてきた結果が逆差別であり、行政が主体的にやってこられなかった結果のものなんですよ。だから、もう遅きに過ぎるんですけども。だけれども、遅いからといって、この不公平を曖昧にするわけにはいかないと思いますので、法的に保証人として認められないのであっても、今までのこれだけの税の減免を受け、町から補助金をいただいてきている、やはりそういうことに対しての責任を果たしてもらうようにやっていただきたいと思うんです。亡くなった人はもう返せないわけですから。だけれども、これは不納欠損ということはありません。税金じゃないんです。御本人が自ら借りたわけですから。そのことを再度答弁願いたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤議員のおっしゃるような、当たり前のことを見過ごしてきたわけではございません。毎年毎年請求もしておりますし、職員がそのたびに一生懸命努力したこと、してきておるわけでございます。税でも滞納されている方、やむを得ないで滞納されている方、そういうこともあるわけでございますので、職員が見過ごしてきたということではないことだけは、ひとつ御理解をいただきたい。今後も引き続き一生懸命努力をしてまいりたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 確かにそれなりに努力はしてきたと思います。運動団体のあり方そのものが、やはり何て言うんでしょうか、町は認めなかったこともありますけれども、やはり脅威的に出たりされた過去の歴史もあるわけでありまして、それなりに課を担当した職員の皆さん、御苦労されてきたということはわかっているんですけども、でもやはり公平性の観点から努力努力でずっと解決してこなかった。中には、改修新築資金としてお借りしながら、家も建てなかったということも聞いています。だから、そういうことに対して、最後まで責任をとる覚悟として、運動団体の方たちに対しても連帯責任を求めていくことを、町長はしていただきたいというふうに思うんですけども。いかがでしょうか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 何度も繰り返すようでございますけれども、これからも、この住資のことについては、一生懸命努力をしてやらざるを得ないというふうに思っておるところでございます。補助金を受けて家も建てなかったというお話は、私は一切聞いておりませんけれども、そういうことの実例があるかどうか。家を作らないで補助金だけ受けたというお話は聞いてお

りません。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 私の記憶では、以前、担当の職員からそのように聞いております。そういうこともありますので、非常に私は不公平感を感じているところなんです。努力するということでもありますので、結果が出るようにしていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の住宅リフォーム補助制度と地域業者支援策について伺いますけれども、再度、省エネ、エコを含めた住宅改修について2年の延長を図るということで解釈していいのかどうかお尋ねいたします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） そういうことで御理解をいただいて結構だと思います。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） そうしますと、住宅リフォーム補助制度ということで、新たに省エネ、エコ関係も含まれますけれども、今までのような形で継続されるということで解釈させていただきます。それで、補助の内容でありますけれども、耐震改修診断、耐震改修補助については、県内の市町村に準じてということであります。この内容は、かなり県内市町村を見ますと、住宅リフォーム助成制度に比べれば補助額も多く、補助率も良いわけであります。美里町におきましては、それが逆転しておりまして、住宅リフォーム助成制度のほうが10万円以上から利用でき、上限が10万円で補助率が非常にいいんですね、30%というふうになっています。

この2年延長を図るということでもありますけれども、内容的にはどのような見直しができるのでしょうか。お尋ねしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 中身については、今検討しておるところでございます。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） では、検討中であるということでもありますので、ぜひ一步でも美里町に近づくような内容にしていいただければなというふうに思うところです。

なんですけれども、アンケート、本当に回収率も悪くて、残念だなというふうに思います。町長は先日知事とともに、大阪市内で開かれた企業誘致説明会へ出席され、サービスエリア周

辺の17ヘクタールの分譲地に企業を誘致する努力を、今しているわけでありませぬけれども、巡り巡って地元業者が潤っていくんですよという説明ですけれども、アンケートの中にも、大型店が多過ぎるというふうな嘆きの声もあったわけですね。意見の中にそういう声もありました。上里町とすれば、サービスエリアのところの分譲が始まれば、企業の方に来てもらわなくちゃいけない。できれば優良な企業に来ていただきたい。そこで、正規として雇用を生み出せるような場所になってほしいというふうに思うわけですけれども、そのことによって、地元業者が潤うかということになりますと、この間、大きな店が次々出てきますけれども、地元業者が潤うというふうにはなかなかないのが実情です。

そこで、私もいいアイデアがあるわけじゃないんです。だけれども、まずは地元業者の実態をよく掴む。アンケートで少なくとも掴んだ、そのことに対して、町は、地元業者の育成を図っていくということを掲げているわけでありませぬので、何らかの手立て、育成を図っていくといながら、どんどん衰退していく地元業者に対して、何らかのアイデアを出していく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。それで、よく民商の方たちが口にするんですけども、中小企業振興条例を作ってもらいたい。川口市などが作っているんですけども、これは作っていくことで地域業者を活性化していくということもありますけれども、作る段階で、町がやっぱりそういう小さな業者の方々の思いや願いをわかっていく。そこで切磋琢磨してアイデアを出していくということが重要で、そういう振興条例を作っているところにおいては、やっぱり新たなアイデアが生まれて、いろんなことをやっているわけですね。だから、全国のどれを真似たらいいとかいうわけではなくて、やはり、その努力をしていただけないかなというふうに思っているんですけども。アンケートの結果を見て、何か課題や検討を感じておられるのかどうかお伺いしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町は大型店が多過ぎるから、地方の商業がちょっと経営が成り立たない、そういう部分もありますけれども、今回私が行ったのは、産業団地ということで工業誘致。商業施設の誘致ということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。ぜひそういった意味で工業を誘致して、そこへ上里町の雇用が生まれたり、そこで消費生活が始まったりという、そしてそのところに住民の皆さんが住んでいただいたり、そういうことが大きな効果が広がっていくかな、そういうことが、あえては中小企業もそういうところに少しは恩恵があるんじゃないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。町が中小企業にどれだけ応援できるか、個々にできるかという問題は非常に難しい問題でございます、個々の努力が必要ではないかと、そういうふうにも思っておるところでございます。

また、振興条例につきましては、川口で振興条例を作ったようでございますけれども、川口の振興条例を参考にさせていただきますと、どんなふうに利点が生まれるか、どんなふうにならぬ中小企業の皆さんをこれから町が育てていけるか、そういうことも検討してみたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 川口は、本当に川口らしい振興条例になっているなというふうには、私は見えています。やはり振興条例の中身というのは、その町の特性だとかがありますので、川口のが上里町には直接参考にはならないというふうには思いますけれども、やはり町の中の持っている力、中小業者が持っている力をどう引き出すかというところが、この振興条例を頭をつき合わせて作る段階の中で見えてくるという部分が大きいのかな、それが振興条例を作成することが目的というか作成する間にそういうことが生まれてくるのが課題かなというふうに思っていますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

3番目の税金の延滞金免除についてでありますけれども、先ほど町長も述べられたとおり、本当に上里町の規則のほうでは、5項目でごく最低限の項目が掲げられているわけなんです。草加市は今年の4月から滞納者を救済するために、市税を減免できる要綱を拡大するため、減免できる内容を拡大するために、失業などで所得が減少した納税者などを救済する、そういう要綱の拡大内容になっています。他の自治体のもいろいろ調べましたけれども、9項目だとか8項目だとかに及んでいます。例えば、納税義務者が失業し生活が困難と認められるときとか、こういう具体的な内容になっているところもあります。自己都合によらない転職・退職等により、収入が著しく減少したとき、事業につき著しく売上げが減少したとき、こうしたこともきちんと項目にうたっているんですね。神流町ですか、群馬県の。そこでは町税延滞金の免除及び減免取扱要綱というのも作っています。全国では、特別に延滞金の減免に関する規則というのを作っているところもたくさん見受けられます。上里町も今、税務課に相談しますと、かなりきちと猶予だとかいろんなことで相談に乗っていただいたり、分納の相談に乗っていただいたりしているわけでありまして、そういうこととあわせて、さらに上里町の規則を一部項目を加えていくことによって救済できる方を増やしていく、免除の対象を増やしていくということが、今の経済状況の中で特に求められているんじゃないかなというふうに思います。近年、改正したり新たな規則を作ったりしているのは、やっぱりこの経済情勢の悪化した平成19年度以降、圧倒的にそういう流れになっておりますので、ぜひ考えていただきたいなと思うんですけれども、再度答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この項目は、先ほどもお話し申し上げましたけれども、それぞれの市町村でいろいろ項目を作っておるわけでございますけれども、それらを参考にして、救済できる人が増やせるように項目を加えるということであると思いますので、それらのことも少し研究をしてみたいというふうに思っております。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 地方税法で決められているわけでありまして、本当に勝手なことはできない。14.6%などという金利が、今の時代にあるかというような高い金利なわけですが、しかし、これは法律上決められていれば、職員が、これ高過ぎてかわいそうだよねといって勝手にできないということも重々わかっているわけなんですけれども、そういう同じ法律の中で暮らしている自治体の中でも、見るに見かねない、本当にまじめに分納しても分納しても、やっと納めたら次の年の納税通知が来て、本当に追われるように、何のために生きているのかわからないというような、そのために命を絶ってしまうような方もいる時代になってきていますのでその辺は努力をして、ぜひ早目に作っていただきたいなというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（高橋正行君） 10番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時41分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（高橋正行君） 一般質問を続行いたします。

6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 議席番号6番中島美晴でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行います。

今回の私の質問は、1、生活保護制度について、2、投票率の向上について、3、省エネ・節電対策についての3点についてであります。

順次質問させていただきます。

今回答弁をいただくのは、町長と選挙管理委員会委員長でありますので、よろしくお願いいたします。

たします。

#### 1、生活保護制度について。

埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業(アスポート)についてお伺いします。

厚生労働省によりますと、生活保護受給者が制度創設以来はじめて、過去最多の210万人を超えたと発表しています。生活保護受給者が増加した主な原因として、先行きの見えない景気と、それに伴い低迷する雇用状況、そして高齢化にあると伝えています。そして今、問題となっているのは、若く働くことのできる生活困難者が受給者になってしまう現役世代が増加していることでもあります。その他世帯と言うそうですが、就業しても給料が安いので生活できず、生活保護から抜け出せない傾向が多くなります。一方で、働いて収入があるのに申告しないなど、不正受給の件数も課題とされています。貧困の連鎖も大きな問題になっております。

生活保護は国の制度で、国も見直しの検討を始めましたが、厚生労働省では、働く能力があっても、求職に努力して現実に仕事がなければ対象となる、居住がない人も保護の適用基準は一般と同じであり、施設がなければ、民間住宅や公営住宅も活用すべきであるとしております。生活保護は、生活に困窮する人にとっては最後のよりどころ、セーフティーネットとする制度ではありますが、運用にあっては自治体により差があるようであります。上里町は福祉事務所を設置しない町であり、埼玉県北部福祉事務所の管轄となっており、町の受付窓口は福祉こども課であります。埼玉県平成24年度の生活保護費は1,564億円で保護率1.2%強、平成19年度、924億円であったので、何と5年間で640億円も増えています。今後ますます、この傾向が高まることが見込まれることから、埼玉県は生活保護受給者の自立支援に向けて、生活保護受給者チャレンジ支援事業、愛称アスポートの取り組みを、平成22年9月からスタートしております。埼玉県から事業委託を受けた民間団体が、教育・就労・住宅支援の3つの柱から成る生活保護を利用している方への支援を行います。アスポートとは、あしたへのサポートと、みんなの助けであしたに向かって船出する港、ポートの2つの意味を組み合わせた造語です。

そこで上里町の生活保護受給者で、このアスポート事業の対象者の現状についてお聞きします。保護世帯の中学生を対象に、支援の一つである学習教室を開いているアスポート教育就学支援があります。県内17会場のうち、県北では寄居と熊谷に学習教室がありますが、上里町から通っている生徒は何人位おられるでしょうか。

また、2つ目の柱である働くことができる受給者への就労支援についてですが、県は民間企業などで働いた経験を持つ支援員が、ハローワークの動向から職業訓練の受講、そして再就職まで、受給者にマンツーマンで寄り添って支援する制度ですが、就職支援の技能講習などの場が、仲間づくりの場にもなっているとのことです。昨年度は県全体で、アスポート就労支援により、618人が就職し、96人が生保から脱出することができたとのことでもあります。上里町は

どうでしょうか。

3本柱の残る1つが、住まいのない生活保護受給者への住宅支援です。住宅支援では、アパートなどへの転居を通じて生活の自立を促すのが目的で、住宅ソーシャルワーカーがさまざまな相談にも応じています。上里町でアサポート住宅支援を受けている人は、どの位おられるのでしょうか。把握されておりましたらお伺いします。そして、町としてできる取り組みがあるとしたら、それはどんなことでしょうか。町長に見解をお伺いします。

次に、要保護者に対する支援についてお伺いします。最近マスコミで取り上げられ、社会問題となった孤立している人たちの早期発見の仕組みづくりや、取り組みについてお聞きします。

個人情報上の壁の問題もありますが、高齢者世帯や障がい者だけでなく、働くことのできる若い世代が、働けないで家族にいたり、最低賃金で働いた場合の世帯や、まじめに年金保険料を払って国民年金で暮らす年金世帯などが、生活保護世帯の収入より下回っている逆転の現象が起きています。中には、地域の人や外部との接触を避けていたり、アパート入居の場合、隣組のおつき合いをしていなかったり、障がいが見られても福祉の窓口には相談に来ていなかったりなど、行政の目が届かず、地域の民生委員の見守り対象外となっている方たちがいます。そうした地域住民である経済的困窮者や社会的孤立者などの要保護者に対する緊急時の対応や連絡体制は、どうなっているのか、町長に見解をお聞きします。放っておくことなどできないと考えますが、保護が必要となった場合、町としてはどのような手続きがとられるのでしょうか。町としてできることはあるのではないかと、その点につきましても、町長にお尋ねいたします。

次に2点目、投票率の向上について質問いたします。

本日は、選挙管理委員会岩田篤長委員長に、選挙期間中のお忙しい中ではありますが、御出席をいただき、ありがとうございます。今後執行が予定されている選挙を踏まえて、さらなる投票率の向上に向けての観点から、選挙の期日前投票受付事務の簡素化についてお伺いします。

平成15年施行の公職選挙法の一部改正により、期日前投票が創設されました。これにより、それまでの不在者投票制度が改められ、選挙期日前の投票手続の簡素化が図られました。投票し易くなったことで、利用者は全国的に見ましても年々増加傾向にあります。上里町における最近の衆議院選挙、参議院選挙、県議会議員選、知事選の期日前投票の投票結果の推移をお聞きしましたところ、全投票者数のうち、期日前投票者数がおよそ25%程度を占めているとのことでした。しかしながら、期日前投票を行うためには、入場整理券を持参しても、宣誓書に投票人の住所、氏名、投票日当日に投票に行けない理由を記入し、提出する必要があります。慣れない人は投票所独特の雰囲気にも緊張し、書き込むのに時間がかかります。高齢者の方など、

本人の体調が良いときに行った方が、投票所で職員の目の前で書くので、住所などを記入する際、手が震えて書けなかったとか、緊張して大変だったという声が寄せられています。そうした中で、さらに全国各自治体では、さらなる投票率向上のための取り組みを行っています。それは、期日前投票を行う際に必要な宣誓書への記入欄を、有権者に郵送する投票所入場券の裏面に印刷し、事前に記入できるよう改善していることです。これは、高齢者や障がいを持つ方など、字を書くのに時間のかかる方や、人前で字を書くのが苦手な方などに配慮することで、投票しやすい環境をつくることを目的に実施しているものです。受付窓口事務の簡素化にもつながります。

そこで上里町でも、投票所入場券の裏面に、期日前投票を行う際に必要な宣誓書への記入欄を印刷し、投票人は事前に記入した上で期日前投票ができるよう改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。岩田選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

次に、視覚障がい者の投票環境の向上に向けた対策についてお伺いします。

総務省より視覚障がい者の投票環境の向上を目指し、全国の選挙管理委員会に対し、点字や音声による選挙情報の提供・促進を求める通知が出されているかと思えます。通知では、選挙公報の全文を、点字版だけでなく、コンパクトディスク盤や文字情報をデジタル化して書類に印字する音声コード版を、必要数準備することを要請しております。この通知は、国政選挙や都道府県知事選挙を対象としていますが、県議会議員選挙、町長、町議会議員選挙についても、条例で選挙公報を発行している場合には、準じた措置を講じることが望ましいとされております。上里町においても条例で選挙公報を発行しておりますので、障がいを持つ方への適切な対応を図るべきと考えます。そこで、視覚障がい者の投票環境の向上を目指し、点字だけでなく、音声による選挙情報の提供・促進を求める通知に基づいた対応をするべきと考えますが、いかがでしょうか。岩田選挙管理委員会委員長にお伺いします。

次の質問に移ります。

### 3、省エネ・節電対策について。

リース方式による公共施設の照明及び防犯灯の発光ダイオードLED化についてお伺いします。

昨年の東京電力福島第一原発の事故を受け、エネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた、電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっています。電力多消費の我が国においては、逼迫する電力事情を背景に省エネ対策として、公共施設へのLED照明の導入は積極的に検討すべき課題と言えます。LEDは従来の水銀灯や蛍光灯などに比べて消費電力が少なく寿命も長いことから、第4世代の明かりと言われ、二酸化炭素の削減効果が期待されています。以前には照明範囲や価格で難点がありましたが、近年の目



覚ましい技術開発の結果、低価格化とともに性能が向上しました。省エネ性、長寿命、高機能、安全性の利点があるLED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながります。しかし、LED照明への切り替えとなると、照明器具がまだまだ高価なため、予算確保に時間がかかったり、導入できても初期費用は重い負担とならざるを得ません。逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するためには、こうした事態を打開したいところであります。

その1つの手法として、民間資金を活用したリース方式によって、公共施設へのLED照明導入を進める動きがあります。リース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものです。東日本大震災をきっかけとした電力事情などから、多くの自治体が昨年から今年にかけて実施し始めています。リース方式にすれば、初期費用が抑制され、町の財政負担が軽減されます。さらに、導入後の電力消費量も抑えられ、節電とコストダウンを同時に実現できることが期待できます。

そこで、電力供給への懸念が強まる中、公共施設の節電対策として提案させていただきますが、上里町役場新庁舎も平成13年にオープン、11年が経過し、庁舎内の照明も球切れや蛍光灯の両端が黒くなったりなどして、そろそろ交換時が来ているかと思われます。この際、上里町も、こうした民間資金を活用したリース方式によって、庁舎照明のLED化の導入を取り入れたいかがでしょうか。町長の御見解を伺います。

次に、防犯灯のLED化につきましては、現在新規に設置の箇所から切り替えておりますが、長寿命であるだけでなく、既存の蛍光灯などに含まれる有害物質の水銀などを含まないなど、環境負荷の少ない照明でもあります。虫が集まりにくい効果もあるとのこと。こういった利点を生かしたLED防犯灯は、全国の自治体で導入が増えています。事前に提出しました11月24日付新聞記事を紹介させていただきますと、千葉県茂原市は省エネ対策と低炭素社会へ向けて、平成24年度新規事業として市内にある20ワット型蛍光灯の防犯灯7,450灯を、すべてリース方式でLED化にしました。不点灯などの故障修繕を含む保守維持管理費がついた10年間の継続契約のリース業者から委託された市内の電気工事業者が、器具の付け替え作業を行いました。市職員はLED化のメリットとして、1、電気料金の削減、2、故障しにくく寿命が長い、3、省電力で、今までと同等の明るさを確保、4、二酸化炭素の排出量削減などの点を強調し、その上で、リース方式に関しては、初期投資としての新たな財源を確保する必要がなく、現在の予算の範囲内で一気にLED化することができる。と話していました。上里町もこうしたさまざまな制度や手法を活用して、限りある財源や資源を、町民のために有効活用していけるよう取り組んでいただきたいと思います。リース方式を取り入れ、全防犯灯を一気にLED化することについても、町長の御所見を伺います。

これで1回目の私の質問は終わります。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。  
町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 中島議員の質問に対して、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、最初に生活保護制度について、 の埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援（アスポート）についてでございますけれども、埼玉県では、平成22年9月から埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援（アスポート）を開始いたしました。アスポートは職業訓練の提供で自立を目指す職業訓練支援事業と、貧困の連鎖を予防するための教育支援事業、無料定額宿泊所からアパートへの自立を支援する住宅ソーシャルワーカー事業の3事業で構成され、そのすべての事業が、それぞれの分野で専門的な知識を持つ支援員のいる事業所に、埼玉県から委託されておるわけでございます。

県内13カ所の支援員事務所が開設されておりまして、生活保護受給者の担当ケースワーカーが必要と判断したそれぞれの支援を依頼し、開始する仕組みとなっております。

北部福祉事務所に確認いたしましたところ、12月現在で、上里町の受給者で教育支援員事業の訪問を受けている人、1人おるわけでございます。住宅ソーシャルワーカー支援を受けている人が3人、職業訓練支援員事業を受けている自立を目指している人が2人となっております。

北部福祉事務所と連携を密にし、情報の提供、共有に努めて今後ともまいりたい考えであるところでございます。

次に、要保護者に対する支援についてでございますが、生活保護受給の相談に来る人は多く、申請する前のハローワークで実施している第2のセーフティーネットの支援、離職によって住宅や生活にお困りの方に対する支援が利用できないか検討したり、実施機関である北部福祉事務所や、資金の借入れを希望する場合には社会福祉協議会との連絡調整などで長時間に及ぶことも多くあります。

北部福祉事務所との連携を図りながら、保護を必要としている人が迅速にサービスにつながるように努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。なお、特に緊迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対して、緊急措置としては執務時間外でも警備員が対応し、担当に連絡があります。実施機関である北部福祉事務所の担当と連絡をとることは、休日、昼夜いつでも可能となっておりますので、連絡をしながら相談の上、病院に向いたり、一時的な居場所の確保、福祉資金の貸し付けの案内等、連絡をとり実施をしておるところでございます。

次に、3の省エネ・節電対策について、 のリース方式による公共施設の照明及び防犯灯の

LED化についての御質問に関して答弁をさせていただきたいと思います。

東日本大震災以降の電力不足に対処するため、上里町といたしましては、上里町庁舎や町の各施設におきまして、照明の間引き使用や空調機の設定温度の徹底、エレベーターの一部使用中止等、今現在も継続して行っておるところでございます。省エネ・節電対策を実施しておるところでございます。

また、今年の夏期には職員によるクールビズの実施や、6月議会に中島議員から御提案をいただきましたクールアースデーの趣旨に賛同し、7月上旬に役場庁舎の業務終了後、ライトダウンを行うなどの対策を実施してまいったところでございます。

御質問の庁舎と公共施設の照明をリース方式でのLED化にとのことでございますが、公共施設の中で同方式の採用を検討する施設といたしましては、役場庁舎での採用を考えてまいりたいと思いますが、庁舎内の既存器具との整合性やコストの検討、業者の選定・発注方法や工事期間等、多様な調査や調整が必要であることと考えております。

このため、同様の方式を庁舎等に取り入れた先進地の自治体における実際の使用状況や節電効果といった情報を基に、調査・研究を行い、庁舎での採用に当たりまして検討してまいりたい、このように考えております。

次に、防犯灯LED化についてでございますが、防犯灯につきましてはその数が多いことから、老朽化した器具や新設箇所より、順次、LEDに交換を進めてきているところでございますが、最近はリースによる導入が各地で進められてきているようでございます。

リースによるLED化につきましては、初期投資や修理費が不要になることや、電気料金が軽減されることなど、多くのメリットがありますし、一括発注により単価を下げることも可能となります。これらのことから、今後増えていくのではないかと考えられます。

町といたしましても、LEDの照明器具が値下がりをしてきていることもありますので、これらの推移を見ながら検討を進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 次に、選挙管理委員長の答弁を求めます。

岩田選挙管理委員長。

〔選挙管理委員会委員長 岩田篤長君〕

選挙管理委員会委員長（岩田篤長君） 選挙管理委員長の岩田篤長でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

中島美晴議員の質問、第2の投票率の向上について2つの御提案がございましたので、これは大変意味のある内容であるというふうに認識はしております。それでは、答弁させていただきます。

2の投票率の向上についてのうちの1つ、期日前投票受付事務の簡素化についての御質問に  
関しての答弁をさせていただきます。

上里町の期日前投票は、全投票の25%程度を占めておりまして、県内でも期日前の割合が高  
い町となっています。期日前投票の制度が深く浸透したほか、役場玄関先の位置という投票し  
やすいものが、1つの理由と考えられています。

期日前投票においても入場券を持参の上、投票所の受付、期日前投票宣誓書、これはいわゆ  
るAカードと呼ばれておりますけれども、これを記入いただく必要があります。これは公職選  
挙法施行令第49条の8により、選挙当日投票できない事由を申し立てて、宣誓しなければなら  
ないとされていることによるものです。このことが一部の方には負担と感じられ、期日前投票  
を敬遠する理由となっているものと考えられます。

隣の本庄市の選挙管理委員会では、この衆議院選挙から、宣誓書を入場券の裏側に刷り込み、  
あらかじめ家庭で記入して期日前投票所へ持ってこられるようにしたとのことですが、  
この宣誓書については、記載する場所等について法で制限されておりませんので、このような  
対応は可能と考えられております。

当上里町でも、期日前投票の投票率のアップや事務改善を考慮し、先進地の実績を確認しな  
がら今後、検討してまいりたいと思います。

次に、2つ目の投票率の向上についてのうちの、視覚障がい者の投票環境の向上に向けた対  
策についての御質問でございます。答弁させていただきます。

投票所における視覚障がい者への対応として、点字による投票を行っているほか、自分で投票  
用紙に記載できない場合には、代理記載という方法をとることもできます。

有権者が投票を判断するために、候補者の政策等を公報することも選挙管理委員会としての  
大切なことであり、視覚障がい者にとっては、点字のみならず音声で聞くことのできる選挙公  
報、コンパクトディスクなどは効果的なものと思います。実際に視覚障がい者の中でも、点字  
を日常的に使っている方は約1割程度と言われております。多くの視覚障がい者は、点字が読  
めないために音声に頼っているようでございます。

今回の衆議院総選挙については、県の選挙管理委員会から、点字あるいはコンパクトディス  
ク、カセットテープなどを市町村に、若干部ですけれども送付する予定となっております。町  
が事前に視覚障害の対象者に絞り込んで送付するということは、個人情報に関係もあってこれ  
はできませんが、要望をいただければお貸しすることはできます。

また、視覚障がい者の中には、拡大文字であれば読むことができる弱視者の方も多いため、  
拡大文字による選挙情報も有効であります。音声コードつき拡大文字版ですと、携帯電話のコ  
ード読み取り機能で音声を聞くこともできるということで、上里町選挙管理委員会としては、

これらも実現するよう国や県へ要望するとともに、できるだけ先進地の施策を研究し、検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君）6番中島。

ただいま町長、選挙管理委員会委員長に答弁いただきました。何点かいただきましたが、何点か再質問をさせていただきます。

初めの生活保護についてのところでありますけれども、アスポートのところですが、特に就学支援のところですが、この事業は貧困の連鎖の防止のための観点から、生活保護受給世帯のお子さん、生徒を対象にした学習支援でありますけれども、親の経済的困窮が子どもの学習環境を悪化させ、次世代も生活保護となるケースがあると言われております。厳しい環境の中で、本当に子どもたちの心がくじけて諦めてしまっているという、そういった子どもたちもおられるようであります。中には、頑張れる子どもも当然ありますけれども、そうでないお子さんもいるということで、現在、高校受験を控えている中学生の多くが学習塾に通っていますけれども、こういった生活保護受給世帯では、高額な学習塾に通わせてあげることができない。そういったことで進学の間などで教育格差が生まれてしまう。そうした連鎖を断ち切るためにも、このアスポート学習支援は大変に素晴らしい事業であると思っております。私も寄居にあります学習教室に行ってみりました。埼玉県北部福祉事務所の方に教えていただきまして、勉強に行ってみりました。本当に子どもたちに学ぶ習慣とかそういった、ただお勉強をするだけではなくて、勉強をする習慣とか社会との関わりとか、そういったことを勉強することを通して、本当に見捨てていないんだよと、みんなが見守っているんだよと、そういったメッセージを伝えるという、そういう1つの意味もあるということを知りました。子どもたちの居場所の確保にもつながっているということで、大変素晴らしい事業であるなど、本当に感じました。

私の再質問は、北海道の釧路の、またこういった同様の自立支援プログラムのお勉強も、ちょっとこれは現地には行けませんので、行った他市の議員から資料をお借りして勉強させていただいた中で、釧路では、生活保護世帯の子どもたちとそうではない世帯のお子さんたちの壁を取り払って、学習支援をしています。上里町では現在、ちょっと目的は異なりますが、小学生の放課後児童対策の一環として、子どもの居場所対策として、のびっ子があるわけですが、そういった中学生バージョンでお勉強を一緒に見てあげるといふか、ボランティアさんを募集して、また教員OBの方たちにも御協力いただいて、そういったことができないかなと

思いまして、ちょっと町長さんにその辺のお考えをお聞きします。施設としては、特養施設ではデイサービスをしない土日とかを、自由に無償で使ってもいいよと、使って下さいと言って下さっている、そういった施設なんかもあることから、町として、すぐということではないんですけども、できないかなと思ひまして。町長さんにお考えをお伺ひします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） このアスポーツ事業につきましては、埼玉県が実施しているアスポーツの教育支援は、ケースワーカーが個々に関わることによって、高校進学率の低い保護者世帯の子どもたちに教育支援をすることにより学力をつけ、生活保護の連鎖を食い止めることを、先ほども中島議員もおっしゃってございましたけれども、目的に実施しておるところでございます。

また、寄居町のジョブセンターは、町の施設としては珍しく、全国でも1カ所だけとなっておりますのでございますが、所轄されるハローワークが熊谷ということで大変遠いことや、障害者就労支援センターが町の福祉課内のあったことなどにより、開設されたものと聞いておるわけでございます。

上里町には、所轄のハローワークは隣の本庄市にありますし、先に述べましたけれども、障害者就労支援センターは、本庄市などと共同委託によって、平成21年度に開設されておりました。障がい者の就労支援を実施しているところでございますので、ジョブセンターのようなものを町が単独でやるということは、非常に難しいのではないかなというふうに思っておるところでございますけれども、これからもハローワーク等と相談をしてみたいと、そういうふうに思っておるところでございます。

議長（高橋正行君） 6番、中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。

本当にすみません。触れてない部分で御答弁いただきまして、ありがとうございます。

その次に伺おうと思っていたんですけども、最初に言葉が整いませんできちと伝わらなくて、大変失礼いたしました。教育支援の、学習支援というところで、町長さんに町としてできないかなということでお尋ねしたところであります。平成23年度、県のアスポーツ事業では、昨年の中学3年生の対象者数は801人のうち、教室参加者は305人で、高校進学率は何と305人中296人が進学され、97%に上昇したということでありまして。本当にこの制度がまだスタートしたばかりでありますけれども、中には、お聞きしましたところ、本当に家庭訪問をして、それで高校に行こうということで親御さんとも面談し、生徒さんとも面談し、頑張っ

行こうということで、それで同意書も書いていただくわけですがけれども、3回お勉強しただけで、受験当日を迎えて、見事に合格を勝ち取ったという生徒さんのお話もちょうと担当の方から伺いまして、こうしたところから、本当に制度が開始したばかりではありますけれども、10ポイントも進学率が増加しているということでもあります。こういった成果から、この24年度には教員OBの支援員も30人から45人に、またボランティアさんを400人から450人に増員し、学習教室も10カ所から現在は17カ所県内に増設して、学習支援の教室があるわけですがけれども、中学3年生の参加者から、本当に3年生ではない、2年生、1年生の中でも、お勉強するあれがあったらいいよということで、何か305人から450人に生徒さんも増員されたようでもあります。

私がお聞きしたいのは、この生活保護世帯の子どもたちは、こういったアスポートを利用することが希望すればできるわけですがけれども、上里町内の、本当に今、景気が大変に厳しい状況でありますので、水際と言ったら失礼なんですけど、ちょっと適切な言葉が見つからなくて、大変もし失礼だったらお詫びしますけれども、お母さんが子どもを塾に行かせてあげたくても、高校進学塾って高いので、やっぱり数万円もする塾の費用がちょっと大変だというふうな子どもたちに対して、何とかそういったアスポートに準ずるような、生活保護とかそうではない子どもたちというのを、壁を取り払った子どもたちへの学習支援が何とかできたらいいなと思って、町長さんに先ほどお伺いした次第であります。再度答弁をいただきたいと思っております。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 生活保護受給者以外の子どもたちを町でというようなお話をいただいたわけですがけれども、町で実施するということになると、対象となる生徒を把握する方法や支援をして下さる人の確保、支援する目的など問題が多くなり、非常に難しいんじゃないかなと、そんなふうにも思っておるところでございます。これは、県の制度でございますので、少し研究をする余地もあると思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、支援する目的などの課題が非常に難しいと、そういうふうに理解をしておるところでございます。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 御答弁ありがとうございます。課題はある。また所得層をどこで線を引くのかとか線引きとか、さまざまあるかと思いますが、気持ちとしては近い将来、何とかNPOであるとかボランティアさんであるとか、そういった上里町の子どもたちのために御協力していただける方が出でいただくといいな、うれしいなと思っております。

次の質問に入らせていただきます。

先ほど、緊急時にはいつでも昼夜に、昼となく夜となくということで、警備員さんが県のほ

うに、福祉事務所ですか、連絡をとれるようになっておるといふうなことでありましたけれども、そうですね。警備員さんが休日、昼夜いつでも連絡がとれるようになっており、福祉金の貸し付け等ともつないでいただけるということでありましたが、本当に何より、緊急の時にはいつでも対応してくれるというふうに、やっぱり町民の皆さんがわかっているということが、本当に安心に、大きな安心につながるのかなと感じます。どこへ行ったらいいのとか時間外とか、やっぱり年末年始のそういったお休み等は、やっぱり役場がやっていないわけですから、今この時間はいないなとかと町民の皆さんも本当にどこに行ってもいいかわからない、困っている、特に行政の目が届かない、そういった方たちも多くいらっしゃるの、そういった方たちへ、何て言うんですかね、大切な上里町民で住民であるわけでありますので、緊急時にこういった体制が我が町ではとれているんですよというふうなことを周知していただける、そういった方法といたしますか、やっぱりそういったことをどういう形で周知していただけるか、ちょっと答弁いただけますか。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほどもお話しを申し上げたんですけれども、執務時間以外でも、上里町には昼夜を問わず警備員が対応をしております、担当課のほうに連絡する手はずになっておるところでございます。また、担当課は対応できない場合は、実施機関である北部福祉事務所の担当と連絡をとり合って、相談をしながら対応をしていくと、そういうふうになっておるわけでございますけれども、それらを住民に周知していくためには、広報等で住民の皆さんにわかりやすく周知していきたいというふうに考えております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島です。

ありがとうございます。広報等で緊急時にこういった連絡体制がとれるようになっているということで、広報等で周知して下さるといふことで、できればそういうことはないほうがいいんですけども、やっぱり緊急の時は慌ててしまいますし、心細いわけですからありがたいこととあります。

今、ただ連絡をとるといふふうに町長さんが……。連絡をとる、電話して下さると受け止めてよるしいのでしょうか。生活保護法に、上里町は福祉事務所を設置しない町でありますので、そういったうちのようなところでは、要保護者に対して応急的処置として必要な保護を行うものとするといふことで、法律にうたってあるわけですけども、ちゃんとした、要保護者に対してやっぱり応急処置をとらなければいけないといふうなことが書いてあるわけですけど



も、困っている、まず駆けつける。あっちこっちじゃなくて、福祉全般にわたる福祉の総合相談窓口みたいな。実は文教でちょっと視察に行ってきたんですけれども、ワンストップでのサービスを住民に提供して、この困っている相談者とかそういった要保護者が動くのではなくて、関係担当職員が入れ代わって出向いて対応して、いろんな困っている相談を受けたり、手続の説明をしたりしているワンストップサービスをしている長岡に文教で視察に行かせていただきまして、素晴らしい取り組みだなと感じたわけでありまして、そういった平日の夜間、土日、祝日も窓口で開設しており、またそういったワンストップでのサービスを提供し、複数の手続も、住民は動かず、関係担当職員が入れ代わりで対応するという、そういった総合窓口を配置しているわけですが、こういったことが我が上里町でもできないかなと考えますが、この点について町長のお考えをお伺いいたします。再度御答弁をお願いします。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先にもお話ししましたけれども、保護の相談等に見える方には、福祉こども課の窓口または相談室で申請に至る経緯をお伺いしたり、現在の財産、金銭の状況を細かく聞くことが必要なため時間がかかりますけれども、また、これらは非常に個人的な内容のために、話すことをためられる方もおられます。申請をする前に受けられる制度やサービスはないか、親族等から支援を受けられることは本当にできないのかなど確認する中で、すべての支援を受けることができないと判断された場合は、申請書を書いていただくこととなりますけれども、他の機関との調整についても、その都度、その場で行えるように、迅速に対応してまいりたいと思います。今日までも福祉事務所と連携を図りながらやっておるわけですが、一層そういうことを密にしながら、今後とも対応してまいりたいと、このように考えております。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

本当に要保護者に対する支援におかれましては、生活保護にならないで済む方たちも、あらゆるつなぎ資金とかそういったことを提供することによって、本当に一時的に救済していただくことによって、また頑張っただけで生活保護にならないで済むという方たちもおられるかと思うので、そういった相談者に寄り添って、大変ですけれども本当に、言葉でうまく言えませんが、大変さは中島も認識しておりますが、やはりできましたら、そういったワンストップでのサービスを、なかなか相談者はわからないので、こういうサービスがありますよ、こういうつなぎ資金がありますよ、こういったことにどうですかということで、担当課の職員さんが相談

者のところに出向いて説明していただいたりとか、今後もそういった形で寄り添ってしていただけることを望みます。これは要望です。

2番です。期日前投票のところでも再質問させていただきますが、非常に上里町は今、5日から期日前といいましたか、スタートしまして5日、6日、今日が7日ですけれども、3日目になります。県内でも非常に高い率で、期日前を皆さん利用されているというふうには先ほどの御答弁にありましたが、参考までに第46回、今回の衆議院選挙、この2日間でありませけれども、期日前投票の推移を、わかりましたら教えていただけたらと思っております。よろしくお願ひします。

議長（高橋正行君） 選挙管理委員会書記長。

〔書記長 戸矢隆光君発言〕

選挙管理委員会書記長（戸矢隆光君） 今回の期日前投票の来場者ということで、投票した方につきましては、5日から始まりまして、5日、6日で143名でございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番中島。

2日間で143名といいますと、残りの日にちを推移しますと、今回も回を増すごとに期日前投票の利用者さんが増えていくのかなと感じますが、ぜひとも、今回御提案させていただきました、事前に配布された入場整理券の裏面に宣誓書を印刷する、そういった方法を次回に間に合うようにといいますか、前向きに検討していただけるよう、確認で御答弁いただきたいと思うんですけれども。申し訳ございませんね。さっき答えていただいたんですけれども、記載する場所の指定がないことから、今後検討してまいりたいということで御答弁していただきました。ということで、実施に向けて検討していただけるということでよろしいのか、確認だけさせていただきます。申し訳ございません。

議長（高橋正行君） 選挙管理委員長。

〔選挙管理委員会委員長 岩田篤長君発言〕

選挙管理委員会委員長（岩田篤長君） ただいまおっしゃられましたように、今後その辺について、鋭意検討していきたいと思ひます。

議長（高橋正行君） 6番中島美晴議員の一般質問を終わります。

以上で本定例会に通告があった一般質問は全部終了いたしました。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時39分散会